

混合型血管奇形の難病指定を求める意見書

「混合型血管奇形」は、動脈、静脈、毛細血管、リンパ管のうちの複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹から四肢にかけて大小の腫瘍や痣のような症状が現れる病気である。

血管の形成が不完全で脆弱なことから、患部に衝撃を与えると大量出血を起こす心配があることや、患部がウイルス等の細菌に感染すると生命にかかわる重篤な事態が予想され、日常生活が著しく規制されることになる。

この病気は、医療関係者の間でも認知度が低く、治療方法の未確立はもとより、難病に指定されていないため、医療費支援等を受けられず、患者や家族にとって精神的、経済的に大きな負担となっている。

よって、国におかれては、「混合型血管奇形」を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月25日

土 岐 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

厚生労働大臣